

行政書士法施行細則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。  
平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第24号**

行政書士法施行細則等の一部を改正する等の規則  
(行政書士法施行細則の一部改正)

第1条 行政書士法施行細則(昭和26年香川県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式(第4条関係)</p> <p>(表面) 略</p> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">行政書士法(抜粋)</p> <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第4条の12(略)</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、都道府県知事は、<u>当該職員</u>にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。</p> <p>3 当該職員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>	<p>別記様式(第4条関係)</p> <p>(表面) 略</p> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">行政書士法(抜粋)</p> <p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第4条の12(略)</p> <p>2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、<u>当該吏員</u>に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、都道府県知事は、<u>当該吏員</u>にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。</p> <p>3 当該吏員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>

(香川県行造林条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県行造林条例施行規則(昭和27年香川県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(異状発生の措置と報告の義務)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1) 造林地が火災又は類焼のおそれがあるとき。</p> <p>(2) 造林地若しくはその樹木又は造林地の付近に病虫害その他の異状を生じ、造林地に損害を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項第3号の場合には、警察官その他の警察職員に届け出るものとする。</p>	<p>(異状発生 of 措置と報告の義務)</p> <p>第8条 土地所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その防止に必要な措置をするとともに、知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 造林地が火災に罹り又は類焼のおそれがあるとき。</p> <p>(2) 造林地若しくはその樹木、又は造林地の付近に病虫害その他の異状を生じ、造林地に損害を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(3) 造林地において盗伐があったとき。</p> <p>2 前項第3号の場合には、警察官又は警察吏員に届け出るものとする。</p>

(土地改良事業検査規則の一部改正)

第3条 土地改良事業検査規則(昭和29年香川県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(検査員)</p> <p>第3条 検査は、知事の命じた職員(以下「検査員」という。)が行う。</p> <p>2 略</p>	<p>(検査員)</p> <p>第3条 検査は、知事の命じた吏員(以下「検査員」という。)が行う。</p> <p>2 検査員は、検査に際しては、その身分を示す証票(別記第1号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p>

(香川県青少年活動推進本部規則の一部改正)

第4条 香川県青少年活動推進本部規則(昭和34年香川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部員は、部長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに知事が委嘱する教育長及び警察本部長の職にある者とする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は知事、副本部長は副知事をもってこれに充てる。</p> <p>3 部員は、<u>出納長</u>、部長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに知事が委嘱する教育長及び警察本部長の職にある者とする。</p>

(香川県男女共同参画推進本部規則の一部改正)

第5条 香川県男女共同参画推進本部規則（昭和34年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 部員は、部長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに知事が委嘱する教育長及び警察本部長の職にある者とする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織する。</p> <p>2 本部長は知事、副本部長は副知事をもってこれに充てる。</p> <p>3 部員は、<u>出納長</u>、部長及び知事公室長の職にある者、知事が指定する部長に相当する職にある者並びに知事が委嘱する教育長及び警察本部長の職にある者とする。</p>

(災害救助法施行細則の一部改正)

第6条 災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受領調書)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>職員</u>は、前項の受領調書を作成しようとするときは、当該物資の所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>(受領調書)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>当該吏員</u>は、前項の受領調書を作成しようとするときは、当該物資の所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。</p>

第5号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

受 領 調 書

災害救助法第26条の規定により収用（使用）する物資を次のとおり受領しました。  
この事実を証するため、受領調書を2通作成し、その1通ずつを保管するものとしま  
す。

年 月 日

受領者

香川県職員

氏 名 ㊦

物資所有者（占有者）

立会人氏名 ㊦

- 1 受領した都道府県名 香川県
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要と認める事項

第5号様式（第6条関係）

（日本工業規格A列4番）

受 領 調 書

災害救助法第26条の規定により収用（使用）する物資を次のとおり受領しました。  
この事実を証するため、受領調書を2通作成し、その1通ずつを保管するものとしま  
す。

年 月 日

受領者

香川県事務吏員（技術吏員）

氏 名 ㊦

物資所有者（占有者）

立会人氏名 ㊦

- 1 受領した都道府県名 香川県
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要と認める事項

第7号様式（第8条関係）

（表 面）

略

（裏 面）

この令書の交付を受けた者の留意事項

- 1 この令書の交付を受けた者は、この令書又は本人であることを確認することができる書類を携え、指定の日時及び場所に出頭し、香川県職員に届け出てください。
- 2 この令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出頭できない場合には、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出てください。
- 3 この令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出てください。
- 4 この令書の交付を受けた者で旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができないものは、居住地の市町長にこの令書を提示し、立替払を請求することができます。ただし、出頭すべき場所が居住地の市町であるときは、請求することができません。
- 5 この令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられることがあります。

第7号様式（第8条関係）

（表 面）

略

（裏 面）

この令書の交付を受けた者の留意事項

- 1 この令書の交付を受けた者は、この令書又は本人であることを確認することができる書類を携え、指定の日時及び場所に出頭し、当該吏員に届け出てください。
- 2 この令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出頭できない場合には、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出てください。
- 3 この令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出てください。
- 4 この令書の交付を受けた者で旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができないものは、居住地の市町長にこの令書を提示し、立替払を請求することができます。ただし、出頭すべき場所が居住地の市町であるときは、請求することができません。
- 5 この令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられることがあります。

第11号様式 (第11条関係)

3 ページ

災害救助法 (抜粋)

第27条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第11号様式 (第11条関係)

3 ページ

災害救助法 (抜粋)

第27条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該吏員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該吏員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該吏員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

(香川県予算規則の一部改正)

第7条 香川県予算規則(昭和39年香川県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 各部長 <u>会計管理者</u>、香川県部制条例(昭和32年香川県条例第1号)第1条に定める部の長、議会事務局長、教育長、警察本部長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び監査委員事務局長をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(歳出予算の配当)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各部長 <u>出納長</u>、香川県部制条例(昭和32年香川県条例第1号)第1条に定める部の長、議会事務局長、教育長、警察本部長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び監査委員事務局長をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(歳出予算の配当)</p>

第9条 略

2 略

3 予算調整室長は、歳出予算を配当したときは、会計管理者に通知しなければならない。

(歳出予算の再配当)

第9条の2 略

2 各課長は、歳出予算を再配当したときは、会計管理者に通知しなければならない。

(歳出予算の令達)

第10条 略

2 略

3 各課長は、歳出予算を令達したときは、会計管理者に通知しなければならない。

(歳出予算の流用)

第15条 略

2 各課長は、歳出予算の流用が決定されたときは、会計管理者に通知しなければならない。

(予備費の充用)

第16条 略

2 各課長は、予備費の充用が決定されたときは、予備費充用調書を予算調整室長に提出し、かつ、会計管理者に通知しなければならない。

(弾力条項の適用)

第17条 略

2 各課長は、弾力条項の適用が決定されたときは、弾力条項適用通知書（第17号様式）により、会計管理者に通知しなければならない。

3 略

第9条 略

2 略

3 予算調整室長は、歳出予算を配当したときは、出納長に通知しなければならない。

(歳出予算の再配当)

第9条の2 略

2 各課長は、歳出予算を再配当したときは、出納長に通知しなければならない。

(歳出予算の令達)

第10条 略

2 略

3 各課長は、歳出予算を令達したときは、出納長に通知しなければならない。

(歳出予算の流用)

第15条 略

2 各課長は、歳出予算の流用が決定されたときは、出納長に通知しなければならない。

(予備費の充用)

第16条 略

2 各課長は、予備費の充用が決定されたときは、予備費充用調書を予算調整室長に提出し、かつ、出納長に通知しなければならない。

(弾力条項の適用)

第17条 略

2 各課長は、弾力条項の適用が決定されたときは、弾力条項適用通知書（第17号様式）により、出納長に通知しなければならない。

3 略

第17号様式（第17条関係）

弾力条項適用通知書

年 月 日

会計管理者 殿

課(次)長

何年度何々特別会計について、何年何月何日次のとおり弾力条項の適用が決定されたので通知します。

歳 入 (単位 円)

科 目	既定予算額	収入済額	差引増加額	備 考
計				

歳 出

科 目	既定予算額	予算現額	要 支 出 額			差引不足額	弾力条項適用額	備 考
			支出済額	支出見込額	計			
計								

備考 第16号様式の備考の例によること。

第17号様式（第17条関係）

弾力条項適用通知書

年 月 日

出納長 殿

課(次)長

何年度何々特別会計について、何年何月何日次のとおり弾力条項の適用が決定されたので通知します。

歳 入 (単位 円)

科 目	既定予算額	収入済額	差引増加額	備 考
計				

歳 出

科 目	既定予算額	予算現額	要 支 出 額			差引不足額	弾力条項適用額	備 考
			支出済額	支出見込額	計			
計								

備考 第16号様式の備考の例によること。

(香川県公有財産規則の一部改正)

第8条 香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>



<p>(1) 部長 香川県部制条例（昭和32年香川県条例第1号）第1条に定める部の長、<u>会計管理者</u>、教育長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(管財事務主任)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 管財事務主任は、<u>職員</u>のうちから知事が命ずる。</p>	<p>(1) 部長 <u>出納長</u>、香川県部制条例（昭和32年香川県条例第1号）第1条に定める部の長、教育長及び警察本部長をいう。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(管財事務主任)</p> <p>第6条 公有財産に関する事務について、課長及び出先機関の長を補助させるため管財事務主任を置く。</p> <p>2 管財事務主任は、<u>吏員</u>のうちから知事が命ずる。</p>
---	---

(公舎等管理規則の一部改正)

第9条 公舎等管理規則（昭和39年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公舎等の区分)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 公舎 知事、副知事、教育長、本庁の部長、<u>会計管理者</u>、局長若しくは課長、各出先機関の長又はこれらの職に相当する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものの用に供する公舎等</p> <p>(2) 略</p> <p>(検査)</p> <p>第17条 知事は、公舎等の管理上必要があると認めるときは、<u>当該職員</u>をして公舎等を検査させ、使用している者に対して必要な指示をさせることができる。</p>	<p>(公舎等の区分)</p> <p>第3条 公舎等は、次の各号に区分する。</p> <p>(1) 公舎 知事、副知事、<u>出納長</u>、教育長、本庁の部長、局長若しくは課長、各出先機関の長又はこれらの職に相当する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものの用に供する公舎等</p> <p>(2) 略</p> <p>(検査)</p> <p>第17条 知事は、公舎等の管理上必要があると認めるときは、<u>当該吏員</u>をして公舎等を検査させ、使用している者に対して必要な指示をさせることができる。</p>

(香川県建設工事執行規則の一部改正)

第10条 香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第3号様式（第13条関係）

入札保証金等納付書						
納付金額 <input type="text"/> 億 <input type="text"/> 千 <input type="text"/> 百 <input type="text"/> 十 万 <input type="text"/> 千 <input type="text"/> 百 <input type="text"/> 十 円						
ただし						
種	類	記号番号	額面金額	枚数	金額	摘要
内 訳	現	金				
	証					
	券					
上記のとおり入札保証金（入札保証金に代わる担保としての有価証券）を納付します。 契約担当者 殿 収支命令者 納付者住所 _____ 氏名 _____ ㊟						
上記の金額（証券）を領収しました。 納付者 様 会計管理者（出納員） ㊟						
還付してください。	課又は所の長	保証金等還付請求書 上記の金額（証券）の還付を請求します。 年 月 日 契約担当者 殿 収支命令者 請求者住所 _____ 氏名 _____ ㊟				
上記の金額（証券）を領収しました。 会計管理者（出納員） 殿 受取人住所 _____ 氏名 _____ ㊟						

- 備考 1 納付金額については、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に㊟の記号を付記すること。  
 2 納付金額は、訂正しないこと。  
 3 附属利札があるときは、摘要欄に枚数及び必要な事項を付記すること。

第3号様式（第13条関係）

入札保証金等納付書						
納付金額 <input type="text"/> 億 <input type="text"/> 千 <input type="text"/> 百 <input type="text"/> 十 万 <input type="text"/> 千 <input type="text"/> 百 <input type="text"/> 十 円						
ただし						
種	類	記号番号	額面金額	枚数	金額	摘要
内 訳	現	金				
	証					
	券					
上記のとおり入札保証金（入札保証金に代わる担保としての有価証券）を納付します。 契約担当者 殿 収支命令者 納付者住所 _____ 氏名 _____ ㊟						
上記の金額（証券）を領収しました。 納付者 様 出納長（出納員） ㊟						
還付してください。	課又は所の長	保証金等還付請求書 上記の金額（証券）の還付を請求します。 年 月 日 契約担当者 殿 収支命令者 請求者住所 _____ 氏名 _____ ㊟				
上記の金額（証券）を領収しました。 出納長（出納員） 殿 受取人住所 _____ 氏名 _____ ㊟						

- 備考 1 納付金額については、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に㊟の記号を付記すること。  
 2 納付金額は、訂正しないこと。  
 3 附属利札があるときは、摘要欄に枚数及び必要な事項を付記すること。

（香川県自然海浜保全条例施行規則の一部改正）

第11条 香川県自然海浜保全条例施行規則（昭和55年香川県規則第84号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(届出等があったとみなされる行為)  
 第6条 略

(1)・(2) 略  
 (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可  
 (4)～(16) 略

(届出等があったとみなされる行為)  
 第6条 条例第6条第3項の規則で定める許可等又は届出等は、次に掲げるとおりとする。  
 (1)・(2) 略  
 (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項の規定による許可  
 (4)～(16) 略

(香川県統計調査条例の規定による証票の様式を定める規則の一部改正)  
 第12条 香川県統計調査条例の規定による証票の様式を定める規則(平成4年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式            (表)</p> <p>略            (裏)</p> <div data-bbox="206 785 976 1187" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>香川県統計調査条例(抄)              (実地調査)</p> <p>第6条 調査に従事する職員又は調査員は、調査のため、必要な場所に立ち入り、又は調査資料の提出を求め、若しくは関係者に対し質問することができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。              (2) 第6条の規定による調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。</p>	<p>別記様式            (表)</p> <p>略            (裏)</p> <div data-bbox="1245 785 2016 1187" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>香川県統計調査条例(抄)              (実地調査)</p> <p>第6条 調査に従事する吏員又は調査員は、調査のため、必要な場所に立ち入り、又は調査資料の提出を求め、若しくは関係者に対し質問することができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。              (2) 第6条の規定による調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者</p> </div> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。</p>

(香川縣市町長等事務引継規則の廃止)  
 第13条 香川縣市町長等事務引継規則(昭和28年香川県規則第1号)は、廃止する。  
 附 則  
 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、公布の日から施行する。